入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
平成26年7月25日
支出負担行為担当官
内閣府大臣官房会計担当参事官　小松　貢
◎調達機関番号　007　◎所在地番号　13
1　掲載日
平成26年7月11日（号外政府調達第129号）
2　訂正内容
1ページ4段20行目、「1　July」を「1　September」に訂正します。

入札公告の訂正

平成26年7月25日
国立大学法人北海道大学総長　山口　佳三
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　01
○第7号
1　掲載日　平成26年6月11日（号外政府調達第107号）
2　訂正内容　2⑴「国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は北海道大学の競争参加資格のいずれかにおいて平成26年度に北海道地域の「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。」を「国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は北海道大学の競争参加資格のいずれかにおいて平成26年度に北海道地域の「物品の販売」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。」に、5⑹A「have the Grade A, Grade B, Grade C or Grade D qualification during fiscal 2014 in the Hokkaido area in sales of product for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency, or in tenders by Hokkaido University」を「have the Grade A, Grade B or Grade C qualification during fiscal 2014 in the Hokkaido area in sales of product for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency, or in tenders by Hokkaido University」にそれぞれ訂正します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
本入札公告に記載の工事は、技術提案を共通化できる2件の工事を対象に、一括して審査を実施する試行工事である。
本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて2件の工事が別々に登録されているので、2件の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事毎に申請書の提出及び入札が必要である。
平成26年7月25日
支出負担行為担当官
北海道開発局函館開発建設部長　渋谷　元
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01
○開発函館第5号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名
ア　函館江差自動車道北斗市渡島トンネル北斗工区工事（以下「①工事」という。）
イ　函館江差自動車道木古内町渡島トンネル木古内工区工事（以下「②工事」という。）
（①工事、②工事共に電子入札対象案件）
⑶　工事場所
①工事　北海道北斗市
②工事　北海道上磯郡木古内町
⑷　工事内容
①工事　構造形式：ＮＡＴＭ、延長：Ｌ＝1,425m、幅員：Ｗ＝10.25m
②工事　構造形式：ＮＡＴＭ、延長：Ｌ＝1,081m、幅員：Ｗ＝10.25m
⑸　工期
①工事　契約締結日の翌日から平成29年11月30日まで
②工事　契約締結日の翌日から平成29年8月31日まで
⑹　使用する主要な資機材
①工事　コンクリート：約17,000㎥、鉄筋：約100ｔ、ロックボルト：約20,000本、鋼製支保工：650ｔ、吹付コンクリート：約8,000㎥
②工事　コンクリート：約16,000㎥、鉄筋：約100ｔ、ロックボルト：約12,000本、鋼製支保工：620ｔ、吹付コンクリート：約7,300㎥
⑺　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。
⑽　本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。
⑾　本工事は、工事の監督及び検査において、「施工プロセスを通じた検査実施要領」に基づき、品質検査員が工事実施状況、出来形及び品質について臨場により確認を行う「施工プロセスを通じた検査」の試行工事である。
⑿　本工事は、中間前金払に代わり、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を適用する。
⒀　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
なお、本方式の実施に当たっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。
また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。
⒁　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出時に積算に必要な直接工事費について記載した見積書（以下「見積書」という。）の提出を求め、見積書を予定価格に反映させる工事である。
⒂　本工事は、企業の技術力審査・評価を効率化するため、入札公告、申請書等の提出期限、入札、開札及び落札者決定のそれぞれについて、同一日に行う複数の工事において資料及び技術提案を共通化して審査を行う一括審査方式の試行対象工事である。
①工事及び②工事に同時に参加を希望する場合は、いずれかの工事において資料を提出し、資料を提出しない他の工事においては、入札説明書で示す別記様式21を資料に代えてそれぞれ提出すること。ただし、申請書については、参加を希望する工事毎に提出すること。詳細は入札説明書による。
なお、①工事及び②工事においては、配置予定技術者の申請は1名のみ（特定建設工事共同企業体の場合は全構成員が各1名のみ）とし、①工事及び②工事に別々の技術者を申請することは認めない。本試行対象工事のいずれかの工事を落札した場合は、落札した工事以外の入札は無効とするので速やかに辞退の申し出を行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず、重複して落札した場合には、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
2　競争参加資格
次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。
なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。
ただし、①工事及び②工事に対し、単体と特定建設工事共同企業体の構成員としてそれぞれに申請書を提出することは認めない。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。